

!! 高齢者世帯の住替えを支援 !!

高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

< 高齢者世帯住替え助成金 >

福岡市内の
60歳以上で
賃貸住宅へ住替え
の方

最大

15

万円

助成対象経費
合計額の

1/2

基本額
(高齢者世帯)

10万円

+

子世帯との
同居又は近居
の場合

上限 5万円引上げ

賃貸住宅への住替え



福岡市内の民間賃貸住宅へ転居

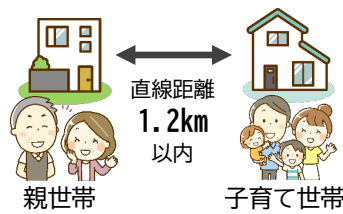
子育て世帯との同居



親世帯+子育て世帯

両世帯が同居していること

子育て世帯との近居



両世帯の住居が直線距離で
1.2km 以内であること



子育て世帯と同居又は近居する場合は、助成上限額を

5万円

引き上げます

募集期間：令和7年4月1日（火）から令和8年2月28日（土）（必着）まで
申請期限：引越し日から5か月以内

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。
※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

■ 助成対象となる世帯（1/2） ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件												
☐	○ 以下のいずれかに該当する高齢者世帯であること（転居後の住宅への入居時点） ・ 60 歳以上のひとり暮らし世帯 ・ 60 歳以上の方と、配偶者又は 60 歳以上の親族で構成される世帯 ※60 歳以上の方と同居する親族が以下のいずれかに該当する場合には、 その方の年齢は問いません。 ①要介護・要支援認定を受けている方 ②身体障害者手帳を所持し 1 級から 4 級までの方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持し 1 級又は 2 級の方 ④知的障がいがあり、療育手帳を所持し A 又は B 1 の方 ⑤60 歳以上の方（要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る）を介護する必要がある方												
☐	○ 福岡市内に住民票があり、福岡市内の表に定める住宅間で転居を行う世帯であること <table border="1"> <thead> <tr> <th>転居前の住宅</th><th>転居後の住宅※1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅 ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○申請日時点で処分(売買・解体等)が完了している申請者又は同居者が所有する(していた)持ち家 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家 </td><td> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く） ※1 公的賃貸住宅(公営住宅、UR など)や、 持ち家への住替えは対象外です。 </td></tr> </tbody> </table>	転居前の住宅	転居後の住宅※1	○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅 ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○申請日時点で処分(売買・解体等)が完了している申請者又は同居者が所有する(していた)持ち家 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家	○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く） ※1 公的賃貸住宅(公営住宅、UR など)や、 持ち家への住替えは対象外です。								
転居前の住宅	転居後の住宅※1												
○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅 ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○申請日時点で処分(売買・解体等)が完了している申請者又は同居者が所有する(していた)持ち家 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家	○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く） ※1 公的賃貸住宅(公営住宅、UR など)や、 持ち家への住替えは対象外です。												
☐	○ 前年における世帯の政令月収が、<u>158,000 円以下※</u>の世帯であること ※60 歳以上の方（要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る）を介護する必要がある方 と同居をする場合は、政令月収が 259,000 円以下 ※子育て世帯と同居をする場合、子育て世帯の所得は含めません。 （世帯の前年の総所得金額が表に定める金額以下であれば、助成対象の目安となります） 政令月収 = (世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額) ÷ 12 ※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。 ※下記の総所得金額でも必ずしも助成対象になるとは限らないため、目安としてご参考ください。 【総所得金額の目安】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th><th>1 人</th><th>2 人</th><th>3 人</th><th>4 人</th><th>5 人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額</td><td>A:1,996,000 円</td><td>A:2,376,000 円</td><td>A:2,756,000 円 B:3,968,000 円</td><td>A:3,136,000 円 B:4,348,000 円</td><td>B:4,728,000 円</td></tr> </tbody> </table> A：政令月収 158,000 円以下の目安、B：政令月収 259,000 円以下の目安 ⇒ 6 人以上の場合については、窓口までご相談ください。	世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	総所得金額	A:1,996,000 円	A:2,376,000 円	A:2,756,000 円 B:3,968,000 円	A:3,136,000 円 B:4,348,000 円	B:4,728,000 円
世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人								
総所得金額	A:1,996,000 円	A:2,376,000 円	A:2,756,000 円 B:3,968,000 円	A:3,136,000 円 B:4,348,000 円	B:4,728,000 円								
☐	○ 生活保護等を受給していない世帯であること												
☐	○ 住居確保給付金（転居費用）を受給していない世帯であること												
☐	○ 転居前の住宅の直近 6 カ月間の家賃の未払いがないこと												
☐	○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと												
☐	○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の同居する子育て世帯の場合）												
☐	○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること												
☐	○ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること ※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立による転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。												

■ **住替え後の住宅の要件** ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件																				
☐	○ 表に定める専用面積を有する住宅であること ① 高齢者世帯の場合 <table border="1"> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1 人</th> <th>2 人</th> <th>3 人</th> <th>4 人</th> </tr> <tr> <th>住戸専用面積</th> <td>25 ㎡以上 (18 ㎡以上)</td> <td>30 ㎡以上 (27 ㎡以上)</td> <td>40 ㎡以上 (36 ㎡以上)</td> <td>50 ㎡以上 (45 ㎡以上)</td> </tr> </table> ※当面の間は、() 内の面積基準を満たした住宅で可とする。 ② 高齢者世帯が子育て世帯と同居する場合 <table border="1"> <tr> <th>世帯人数</th> <th>3 人</th> <th>4 人</th> <th>5 人</th> <th>6 人</th> </tr> <tr> <th>住戸専用面積</th> <td>40 ㎡以上</td> <td>50 ㎡以上</td> <td>57 ㎡以上</td> <td>66 ㎡以上</td> </tr> </table> 〈面積を確認する際の注意事項〉 ア. 6 人を超える場合は次の算出式で計算する。 住戸専用面積＝(10 ㎡×世帯人数+10 ㎡)×0.95 イ. 妊娠中の者は 2 人とする。 ウ. 子どもが 10 歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3 歳未満…0.25 人／3 歳以上 6 歳未満…0.5 人／6 歳以上 10 歳未満…0.75 人 ※上記により、世帯人数が 2 人に満たない場合、世帯人数は 2 人とする。 (式) 世帯人数 2～4 人・・・10 ㎡×世帯人数+10 ㎡ 4 人を超える・・・(10 ㎡×世帯人数+10 ㎡)×0.95 エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。 オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。	世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	住戸専用面積	25 ㎡以上 (18 ㎡以上)	30 ㎡以上 (27 ㎡以上)	40 ㎡以上 (36 ㎡以上)	50 ㎡以上 (45 ㎡以上)	世帯人数	3 人	4 人	5 人	6 人	住戸専用面積	40 ㎡以上	50 ㎡以上	57 ㎡以上	66 ㎡以上
世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人																	
住戸専用面積	25 ㎡以上 (18 ㎡以上)	30 ㎡以上 (27 ㎡以上)	40 ㎡以上 (36 ㎡以上)	50 ㎡以上 (45 ㎡以上)																	
世帯人数	3 人	4 人	5 人	6 人																	
住戸専用面積	40 ㎡以上	50 ㎡以上	57 ㎡以上	66 ㎡以上																	
☐	○ 住宅の家賃(管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。)が、表に定める金額以下であること ※専用面積の要件とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。 ① 高齢者世帯の場合 <table border="1"> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1 人</th> <th>2 人</th> <th>3 人以上</th> </tr> <tr> <th>家賃</th> <td>50,000 円以下</td> <td>56,000 円以下</td> <td>61,000 円以下</td> </tr> </table> ② 高齢者世帯が子育て世帯と同居する場合 <table border="1"> <tr> <th>世帯人数</th> <th>3 人</th> <th>4 人</th> <th>5 人</th> <th>6 人以上</th> </tr> <tr> <th>家賃</th> <td>83,000 円以下</td> <td>89,000 円以下</td> <td>94,000 円以下</td> <td>100,000 円以下</td> </tr> </table>	世帯人数	1 人	2 人	3 人以上	家賃	50,000 円以下	56,000 円以下	61,000 円以下	世帯人数	3 人	4 人	5 人	6 人以上	家賃	83,000 円以下	89,000 円以下	94,000 円以下	100,000 円以下		
世帯人数	1 人	2 人	3 人以上																		
家賃	50,000 円以下	56,000 円以下	61,000 円以下																		
世帯人数	3 人	4 人	5 人	6 人以上																	
家賃	83,000 円以下	89,000 円以下	94,000 円以下	100,000 円以下																	
☐	○ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築され、かつ新耐震基準を満たす住宅であること ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。 (※昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)																				
☐	○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること																				

■ **助成金の額** ■

○ 助成対象となる経費の合計額(消費税を含む)の 1/2 (上限額 10 万円)

- 注意：① 家主から立退料(移転引越し費用等)が支払われている。
 ② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている。
 ⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の 1/2 で計算します。
 ※ 計算した額に 100 円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

○ 子育て世帯と同居又は近居する世帯は、上記上限額を 5 万円引き上げます。

■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払った経費

※すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。

申請時点でお支払いが完了していない費用については、助成対象となりません。

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○礼金 ○建物仲介手数料 ○家賃債務保証料 ○住宅保険料（火災保険等） ○鍵交換費用 ○転居前の住宅に係る原状回復費用 ○転居前の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用	×敷金 ×駐車場仲介手数料 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 ×その他左記に定めるもの以外の費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限り）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

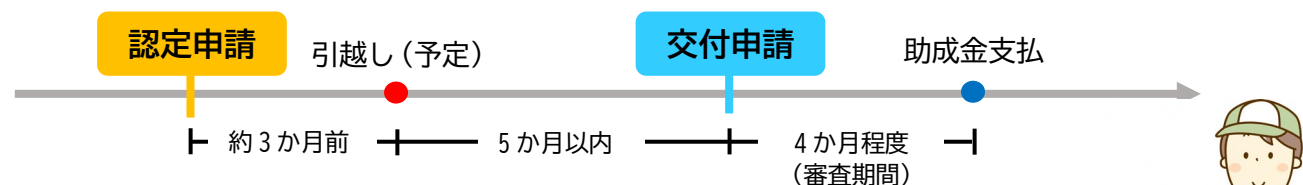
注意：① 家主から立退料が支払われている。

② 就職や結婚等で、会社等から移転引越し費用等が支払われている

⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。

※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



認定申請

引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の3か月～1か月前

※申請は、令和8年2月28日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

※既に転居している方は、交付申請によりご申請ください。



交付申請

助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から5か月以内

※5か月以内でも、令和8年2月28日(必着)を過ぎると申請できません。

○ 交付申請から助成金支払いまでは、4か月程度の期間を要します。

■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口、郵送又はメールで受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくか受付ができない場合がございますので、お手数ですが事前に電話連絡いただきますようお願いします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 高齢者世帯住替え助成事業担当

(市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279 (平日 9:00～12:00/13:00～17:00)

FAX：092-733-5589

MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

ホームページは
こちら →

